

# 平成 25 年度 都市税制改正に関する意見

平成 24 年 8 月  
全国市長会

都市自治体においては、少子高齢化の急速な進展や長引く景気低迷等により、地方税収が伸び悩んでいるという厳しい財政状況のなかで、住民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを勘案すれば、地方単独事業を含めた社会保障サービスを持続的に提供していかなければならない。

そのためには、安定財源の確保は不可欠であり、先般の「社会保障・税一体改革関連法」の成立により、地方消費税率の引上げが図られたことについては評価するところである。

しかしながら、増加傾向にある社会保障サービス等の都市財政需要や国・都道府県から基礎自治体への権限移譲の動向等を踏まえれば、引き続き都市税財源の充実強化を図っていくことが必要である。

その実現のためには、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、地方が担う事務と責任に見合った税源配分にしていかなければならない。

については、平成 25 年度の税制改正に当たり、基礎自治体を重視した真の分権型社会を確立するため、以下の事項について必要な措置を講じるよう要請する。

# I 制度改正に関する意見

## 1 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

### (1) 地方の財政自主権の拡充及び税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

真の分権型社会の実現に向け、地方自治体の自立的かつ効率的な行政運営を可能とする地方税中心の歳入構造を構築するためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、地方が担う事務と責任に見合った税源配分とすることが必要である。

ついては、次の措置を講じること。

- ① 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本としながらも、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図るとともに、恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るべく地方交付税の法定率の引上げを行うことにより、地方の財政自主権を拡充すること。

その際、税源の偏在是正だけに着目した地方税による税収配分の調整は行わないこと。

- ② 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

### (2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

### (3) 税制改正に関する地方の意見の反映

地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

## 2 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保

燃料課税の検討に当たっては、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

## 3 車体課税の維持確保

自動車重量税及び自動車取得税については、都市自治体の極めて厳しい財政状況を踏まえ、代替財源を示さない限り、都市自治体への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

なお、今後、車体課税の見直しをする場合においても、各都市自治体の財政運営に支障が生じないよう、必要総額が確保できるような制度設計とすること。

## 4 都市税財源の充実強化

以下の事項について、充実強化を図ること。

### (1) 個人住民税

- ① 都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するため、個人住民税の都市自治体への配分を充実させること。
- ② 個人住民税の本来の性格を踏まえ、新たな政策的控除の導入は原則として行わないこと。

また、人的控除の見直しに当たっては、個人住民税と所得税の税体系上の整合性の観点等を踏まえて検討すること。

### (2) 法人住民税

- ① 法人所得課税については、法人の活動と都市行政との関わり大きさ、都市税源としての重要性等に鑑み、法人住民税として都市自治体への配分を充実すること。

また、国の施策として法人実効税率の引下げを行う場合は、個

別団体において減収となることがないよう国の責任において確実に措置すること。

- ② 法人住民税均等割については、広く住民が地域社会の費用を分担するものであり、地方分権を支える重要な税であるという性格や長期にわたり見直しがされていない現状を踏まえ、その税率を引き上げること。
- ③ 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来す等の問題があるので、安定した税収入を確保できるように、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

### (3) 固定資産税

- ① 固定資産税は、税源の偏在性が小さく、行政サービスの提供を支えるうえで重要な基幹税目であることから、その安定的確保を図る観点により、商業地等に係る固定資産税の負担水準のあり方について見直すこと。
- ② 償却資産は、資産課税としての性格を踏まえ、取得価額の5%を評価額の最低限度とする等、現行制度を堅持すること。
- ③ 家屋の評価方法はその複雑さから納税者の理解を得にくく、その事務量が膨大になっていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。
- ④ 固定資産税等については、法定納期限等以前に設定された抵当権の優先の規定等により、徴収が非常に困難となる事例が多く存在するため、関連する制度の改善を図ること。

### (4) 軽自動車税

軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、標準税率を引き上げること。

特に原動機付自転車については、貴重な地方の税収であるにもかか

わらず、徴税効率が極めて低水準にとどまっていることから、課税のあり方、標準税率、課税方法等の課税制度の抜本的な見直しを図ること。

#### (5) 地方たばこ税

地方たばこ税は、偏在性が小さい税であり、地方にとって貴重な財源であることから、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合 1 : 1 を引き続き堅持すること。

#### (6) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる貴重な財源であるため、昭和 61 年度以降据え置かれている資産割の税率の見直し等、その充実を図ること。

#### (7) 交付金・地方譲与税

- ① ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- ② 基地交付金・調整交付金については、自治体の固有の税源である固定資産税等の代替的性格を有するものであり、一般行政施策と同列視して減額することなく、十分な予算額を確保すること。
- ③ 特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等に鑑み、税率を引き上げること。

#### (8) 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

## (9) 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

- ① 政令指定都市については、事務配分の特例により、道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であるので、真の分権型社会の確立のためにも、道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等に見合った税制上の措置を講じること。

- ② 政令指定都市の市立小・中学校等の教職員に係る給与費負担の移管に当たっては、退職手当、事務関係経費を含めた所要額全額を税源移譲により措置すること。

また、中核市等への人事権の移譲に当たっても所要額全額を税源移譲により講じること。

併せて、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うこと。

## 5 課税・徴収体制等の改善

地方税に対する住民の理解と信頼を得るとともに、課税・徴収事務の効率化を図る観点から、税負担の公平を確保しつつ、住民に分かりやすい制度とすること。

### (1) 還付加算金の見直し

還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率となるよう見直しを図ること。

特に法人住民税の中間納付額の還付に係る還付加算金については、

早急に廃止を含めた見直しを図ること。

## (2) 公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の改善

公的年金からの個人住民税の特別徴収制度については、受給者の転出入や税額変更に伴う徴収方法の変更に関して、迅速かつ合理的な事務処理が可能となる、また、納税者の理解を得やすい徴収方法となる制度に改善すること。

加えて、日本年金機構から都市自治体へ提供される特別徴収対象者情報等の提供時期については、6月初めに納税義務者に税額通知をするため、現状より前倒しすること。

## (3) 個人道府県民税の徴収取扱費の算定の見直し

個人道府県民税の徴収取扱費の算定については、各都市自治体を取り組む納税環境の整備や徴収努力が反映された算定となるよう見直すこと。

## (4) 税の電子申告の普及啓発

国、地方を通じて、税の電子申告が積極的に活用されるためには、納税者の理解が不可欠であり、今後、さらに税の電子申告を促進させるため、国においても、普及啓発に努めること。

## (5) 税制改正における国等の対応

地方税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくためには、税制度についての広報活動を充実する必要がある。そのため、国・都道府県・市町村の協力体制を強化すること。

また、社会保障・税番号制度や給付付き税額控除など新たな制度の導入等に当たっては、円滑に制度の導入・運用がされるよう、都市自治体の意見を十分踏まえるとともに、適宜・適切な情報提供を行うこと。



## 6 地方税法の改正時期

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

## Ⅱ 制度運用の改善に関する意見

### 1 電磁的方法による確実なデータ提供

市税の賦課、決定に当たっては、所得税の確定申告書に添付される資料等、配当・報酬データ、生命保険契約等の年金及び一時金、損害保険契約等の年金及び満期返戻金等のデータ、法務省所管の商業登記データ等を用いているが、これらのデータは紙で供されており、都市自治体職員が税務署等に出向いて閲覧し、確認しなければならず多大な労力と費用を費やしている。よって、課税事務の効率化のため、必要なデータについては eLTAX の利用をはじめとした電磁的方法により確実に提供されるようにすること。

### 2 e-Tax における運用の改善

e-Tax による所得税の確定申告では、源泉徴収票等の添付が不要とされており、適用控除項目及び控除額等が不明なものがあるため、住民税の賦課事務に支障を来たしていることから、必要なデータについては、電磁的方法により確実に提供されるよう運用を改善すること。

### 3 確定申告データの提供

所得税の確定申告データについて、都市自治体の賦課事務に支障を来たさないよう年度末までに提供すること。また、所得税の確定申告書第二表の数値について電磁的方法によるデータ化を早期に講じること。

### 4 税務情報の仕様等の創設、変更等に伴う都市自治体の意見の十分な反映等

国等が提供する税務情報の仕様等を創設、変更するに当たっては、都市自治体の意見を十分反映すること。また、税制改正等に伴う都市

自治体のシステム開発等に係る経費については、必要な財政措置を講  
じること。